

会 議 録

会議名称	令和5年度 目黒区特別職報酬等審議会（第2回）
日 時	令和5年11月13日（月）午後3時～午後4時
会 場	目黒区総合庁舎4階 特別会議室
出席者	（委員）吉岡会長、今井委員、小川委員、郡委員、松崎委員、松本委員、依田委員 （区側）総務部長、総務課長、人事課長、事務局
傍聴者	2名
配付資料	目黒区特別職報酬等審議会（第2回）次第、第1回会議録、 財政収支見通しに係る参考資料、目黒区特別職報酬等審議会資料 1、2
会議次第	○審議会 1 開会 2 資料の内容説明 3 審議（質疑応答） 4 今後の進め方 5 閉会
内容及び 主な発言	<p>1 会長があいさつした。</p> <p>2 事務局から、配付資料（審議会の論点整理等）について内容説明を行った。</p> <p>3 質疑及び主な発言（「・」委員の発言、「→」区側の発言）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長 ただ今の説明について、何か質問はあるか。 ・ 会長 前回の審議会において、予算編成時点では財政調整基金を取り崩さざるを得ない旨の説明を受けたが、本日配付された財政収支見通しに係る参考資料を見ると、財政調整基金の積立額が増額となっているのはなぜか。 → 予算編成の段階では、歳出予想が歳入予想を上回り、不足分を財政調整基金を取り崩して賄うこととしていたが、結果的には決算剰余金が生じ、その一部を基金に積み立てているという状況である。 ・ 委員 人事委員会勧告の改定率は、直近10年間位でみて同じ程度か。 → ここ数年で若干上がったが、コロナ禍では下がった。今回の改定率0.98%は高い数値となっており、25年ぶりの上げ幅と言われている。 ・ 委員

	<p>区長の給料は10年前も同じ程度か。</p> <p>→ 令和2年1月から、現在の1,055,000円である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長 <p>人事委員会勧告の改定率が大きく上がったのはなぜか。</p> <p>→ 春闘において、民間企業のベースアップが大きな上げ幅であったことが大きい。一定規模の民間事業所の給与と比較して差分が大きいと、人事委員会勧告の改定率の数字も大きくなる仕組みである。</p> ・ 委員 <p>議員のうち、各委員会の委員長、副委員長は何人いるのか。</p> <p>→ 委員会は4つの常任委員会と、特別委員会、議会運営委員会で計6つあり、委員長と副委員長は6人ずつとなる。</p> ・ 会長 <p>資料1のp2、3で示された議員報酬の金額は合計額、ということでもいいか。</p> <p>→ そのとおりである。資料に記載した金額は職の加算額ではなく、その職に就いた議員が受け取る合計の金額である。</p> ・ 委員 <p>部長級の年収はおよそどのくらいなのか。</p> <p>→ 部長の号給にもよるが、1,200万円程度である。</p> ・ 委員 <p>月例給を上げる場合の改定率について、0.98%と0.3%という2つの考え方があり、どちらを採用すべきか難しいと感じる。</p> ・ 会長 <p>これから審議するにあたり、どちらの改定率とするかは難しい点になるだろう。一般職員の月例給は23区で既に0.98%の改定率と決まっているのか。</p> <p>→ 労使交渉中ではあるが、人事委員会勧告では改定率0.98%で、若年層に重点をおいて月例給を引き上げることとしている。その内訳は、1級（係員）2.4%、2級（主任）0.7%、3級（係長）0.4%、4級（課長補佐）・5級（課長）・6級（部長）はそれぞれ0.3%である。</p> <p>これまで当審議会では、人事委員会勧告の改定率で特別職等の報酬を検討してきたが、これだけ職層により差があると、特別職等はどうすべきなのか、ということがある。</p> <p>昨年度においては、人事委員会勧告が一般職員の月例給は若年層のみの増額改定であったことを踏まえてご議論いただき、特別職の月例給は据え置く結論となった。</p> ・ 委員 <p>人件費中、特別職の報酬はいかほどか。</p> <p>→ 特別職は6,600万円程度、議員報酬は3億8,000万円程度となっている。</p>
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長 議員報酬及び区長等特別職の給料等について、職員に準じて改定すべきか否か、試算もご確認いただいた上で、皆さんのお考えをお聞きしたい。 ・ 委員 一般職員の給与改定及び期末手当については職員団体と交渉中とのことであるが、本件に影響はあるか。 → 現在労使交渉中ではあるが、人事委員会の勧告通りに妥結した場合に、特別職はどうするか、ということで考えていただきたい。 ・ 委員 人事委員会勧告では全一般職員の月例給が上がっていることから、据え置くという選択肢の根拠はないものとするが、昨年度の経緯からみても、全体の改定率0.98%とすることには抵抗を感じる。若年層に重点を置いた勧告内容を踏まえ、特別職の月例給は部長級の改定率を当てはめて0.3%の引き上げとすることが妥当と考える。特別給は一般職員の引き上げが一律0.1月であり、同じ0.1月の引き上げが妥当と考える。 ・ 委員 月例給は部長級を上回らない改定率で引き上げるのが妥当と考える。またそうするならば、特別給については、職員と同じ0.1月の引き上げで良いのではないか。 また、目黒区の財政の健全度は、23区中何位なのか。 → 健全度ということではないが、財政調整基金の積立額は23区の中位である。 ・ 委員 月例給を改定率0.98%とするには抵抗を感じる。まったく上げないということではなく、妥当な引き上げ率というと0.3%になるのではないか。 ・ 委員 区長の仕事ぶりを考えると、人事委員会勧告の0.98%を特別職の月例給の改定率として引き上げて良いのではないかと考える。 ・ 委員 物価高騰やふるさと納税による減収の影響等を考慮すると、月例給は0.3%引き上げるのが妥当と考える。 ・ 委員 昨年度のように据え置くということにはならないのではないかと考える。区長は頑張っているため、月例給をあげたい気持ちもあるが、総合的に考えると0.3%になるのではないかと考える。 ・ 会長 各委員からの意見が出揃ったので、本審議会としての判断を取りまとめることとする。
--	---

まず、月例給については、昨年度のように据え置くというご意見はなかったため、引き上げの改定率を0.98%と0.3%のどちらにするかということになる。

一部の委員からは、人事委員会の勧告通り0.98%にするべきであるというご意見があったが、今回の人事委員会勧告は若年層に重点を置いたものである点を踏まえると、多くの委員から意見があったように、月例給は部長級職員の改定率0.3%をあてはめることが妥当であると考えがいかがか。

また特別給については、一般職員と同様に、0.1月引き上げるとすることが妥当であると考えがいかがか。

(委員から「異議なし」の声)

・ 会長

施行時期については、特別職はこれまで遡ることをしていないため、条例改正後の月初めの日から施行、実施することが妥当であると考えがいかがか。

(委員から「異議なし」の声)

4 今後の進め方について

・ 会長

本日の審議結果を踏まえて、事務局の方で答申案をまとめていただき、今後のスケジュールをお話しいただきたい。

→ これまでのご審議から、月例給は特別職に近い部長級職員の改定率0.3%を適用して引き上げるというご意見を、特別給は人事委員会勧告通りの0.1月引き上げるというご意見を、また、施行時期は条例改正後の月初めの日から施行というご意見をいただいた。これらを踏まえて事務局で答申案のたたき台を作成し、次回改めてお示ししたい。その上で答申を作成し、労使交渉の妥結状況を踏まえて、区長へ答申する流れとなる。

・ 会長

今の事務局からの説明について何か意見はあるか。また答申に反映させたいご意見等あれば伺いたい。

(委員から「意見なし」の声)

・ 会長

第3回の審議会は11月20日(月)午前10時30分から、この会場で開催する。

5 会長から閉会の宣言があった。